第１９号議案

　　品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和６年２月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

　品川区子ども・子育て会議条例（平成２５年品川区条例第３０号）の一部を次のように改正する。

　第１条および第２条を次のように改める。

　（設置）

第１条　こども基本法（令和４年法律第７７号。以下「基本法」という。）第２条第２項に規定するこども施策（以下「子ども施策」という。）の推進に関する重要事項を審議するとともに、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）第７２条第１項各号に掲げる事務を処理するため、区長の附属機関として品川区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

　（所掌事務）

第２条　子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

　⑴　基本法第１０条第２項の規定による計画の策定および変更に関する事項について調査審議をすること。

　⑵　支援法第７２条第１項各号に掲げる事務

　⑶　前２号のほか、子ども施策の推進に関し必要な事項を審議すること。

　第３条各号列記以外の部分中「２０人」を「２５人」に改め、同条第１号中「法」を「支援法」に改め、同条第２号を次のように改める。

　⑵　子ども施策に関する事業に従事する者

　第３条第３号中「子ども・子育て支援」を「子ども施策」に改める。

　第７条中「子ども未来部保育課」を「子ども未来部子ども育成課」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間に区長に委嘱された委員の任期は、品川区子ども・子育て会議条例第４条の規定にかかわらず、その委嘱の日から令和７年３月３１日までとする。

　（説明）子ども・子育て会議の所掌事務に子ども施策に関する事務を追加するほか、会議の庶務を処理する課を変更する必要がある。